公　示　日　：2021 年 9 月 22 日(水)
調達管理番号：21a00679
国　　名　　：ベトナム、カンボジア、タイ
担 当 部 署　：経済開発部農業・農村開発第一グループ第一チーム
調 達 件 名：東南アジア地域ベトナム、カンボジア、タイにおける戦略作物キャッサバ侵入病害虫対策に基づく持続的生産システムの開発と普及プロジェクト（SATREPS）終了時評価調査（評価分析）

**1.　担当業務、格付等**

（１）　担 当 業 務　：評価分析
（２）　格　　付　　：3 号
（３）　業務の種類：調査団参団

**2.　契約予定期間等**

（１）　全体期間：2021 年 11 月中旬から 2022 年 1 月中旬
（２）　業務人月：現地　0.23、国内　1.15、合計　1.38
（３）　業務日数：準備期間：8 日、第一次国内調査期間：5 日、現地調査期間：7 日、第二次国内調査期間：5 日、整理期間：5 日

**3.　簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法**

（１）　簡易プロポーザル提出部数：1 部
（２）　見 積 書 提 出 部 数　：1 部
（３）　提　　出　　期　　限　　：　2021 年 10 月 13 日(水)（12 時まで）
（４）　提　　出　　方　　法　　：電子データのみ
➢　専用アドレス（e-propo@jica.go.jp）

✧　提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。
業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き（PDF/352KB）
https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2020.pdf

なお、JICA 本部 1 階調達・派遣業務部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

✧　評 価 結 果 の 通 知　：2021 年 10 月 28 日(木)　までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・

選考の上、契約交渉順位を決定します。

**4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点**

（１） 業務の実施方針等：

① 業務実施の基本方針 16 点

② 業務実施上のバックアップ体制 4 点

（２） 業務従事者の経験能力等：

① 類似業務の経験 40 点

② 対象国又は同類似地域での業務経験 8 点

③ 語学力 16 点

④ その他学位、資格等 16 点

（計 100 点）

| | |
|---|---|
| 類似業務経験の分野 | 各種評価調査 |
| 対象国／類似地域 | 東南アジア地域／全途上国 |
| 語学の種類 | 英語 |

**5. 条件等**

（１） 参加資格のない社等：本調査の対象である技術協力プロジェクトにおいて専門家業務に携わった法人及び個人は、本調査への応募・参加を認めません。

（２） 必要予防接種：特になし

**6. 業務の背景**

キャッサバは熱帯・亜熱帯地方で栽培され、食用・飼料用に加え、工業用でん粉、バイオエネルギー等の原料として世界で広く利用されている。痩せた土地や乾燥地での栽培が比較的容易なキャッサバの生産は東南アジアにおいて拡大しており、800 万人以上のキャッサバ農家が存在している。キャッサバ輸出量世界 1 位のタイ（20 億ドル以上）、2 位のベトナム（15 億ドル以上）、また近年急激に生産量が増大（2002 年約 15 万トンから 2013 年約 970 万トン、2012 年は 2-3 億ドルの輸出額）しているカンボジアにおいては、キャッサバは戦略的作物と位置付けられ生産増大が図られており、これらの国々において、キャッサバは農家の貴重な換金作物として生活向上に貢献し、加工品生産等の関連雇用の創出による地域社会の発展、外貨収入にも大きく寄与している。

しかしながら、近年病害虫の蔓延により、ベトナム、カンボジア、タイのキャッサバ生産は大きな被害を受けている。2009 年にタイにおいて外来害虫のコナ

カイガラムシが侵入・大発生し、同国のキャッサバ総生産量が約 30%減少した。以降、ベトナム、カンボジア、ラオスへと本害虫の被害が更に拡大している。加えて、近年、これら 3 ヵ国においてファイトプラズマによるてんぐ巣病が頻発しており、キャッサバの生産に深刻な影響を与えている。

病害虫の被害拡大の原因は、病害虫感染苗の移動であると考えられているが、陸上交通路の開発が進むこれらの国々では、東南アジア諸国経済活性化の拠点として物資流通が加速しており、キャッサバ病害虫の更なる拡散による頻発が危惧される。したがって、3 ヵ国における広域的対策として、病害虫を適切に防除し、キャッサバ種苗生産拠点を産地ごとに形成することで感染苗の移動を防ぐことが求められている。

本事業は、九州大学大学院農学研究院を日本側代表研究機関、ベトナム農業遺伝学研究所（Agricultural Genetics Institute, AGI）を相手国側代表研究機関として実施する「地球規模課題対応国際科学技術協力（SATREPS）」案件として実施しているものである。カンボジアはバッタンバン大学を、タイは優れたキャッサバ栽培技術をもつラヨーン畑作物研究センターをそれぞれ実施機関とし、ベトナムとカンボジアにて①先端分子生物学的技術によるキャッサバ病害の同定とモニタリングシステムの確立、②害虫の個体群管理技術の開発、③キャッサバ種苗管理体制の構築、④無病害虫苗と持続的な生産方法の社会展開に取り組んでいる。

今回実施する終了時評価調査は、2022 年 3 月のプロジェクト終了を控え、プロジェクト活動の実績、成果を評価、確認するとともに、今後のプロジェクト活動に対する提言及び今後の類似事業の実施にあたっての教訓を導くことを目的とする。

## 7. 業務の内容

本業務従事者は、プロジェクトの協力について当初計画と活動実績、成果達成状況、評価６基準（妥当性、整合性、有効性、インパクト、効率性、持続性）を確認するために、必要なデータ、情報を収集、整理し、分析する。また、他の調査団と協力し、調査結果取り纏めに協力する。なお、JICA 事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。なお、プロジェクトはベトナム、カンボジア、タイの 3 か国を対象に実施されているが、本業務において現地調査はカンボジアのみを対象として行い、ベトナム及びタイの調査に関しては国内からオンラインで行うこととする。

具体的担当事項は次のとおりとする。

（１） 国内準備期間（2021 年 11 月中旬～2021 年 11 月下旬）

① 既存の文献、報告書等（中間レビュー報告書、事業進捗報告書、業務完了報告書（案）、調整委員会議事録、専門家報告書、活動実績資料等）をレビューし、プロジェクトの実績（投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等）、実施プロセスを整理、分析する。

② 既存の PDM に基づき、プロジェクトの実績、実施プロセス及び評価 6 基準ごとの調査項目とデータ収集方法、調査方法等を検討し、監督職員とも協議の上、評価グリッド（案）（和文・英文）を提案する。また、現地で入手、検証すべき情報を整理する。

③ 評価グリッド（案）に基づき、プロジェクト関係者（プロジェクト専門家、C/P 機関、その他ベトナム側関係機関、他ドナー等）に対する質問票（英文）を作成する。

④ 対処方針会議等に参加する。

（２） 第一次国内調査期間：全体キックオフ及びベトナムでの活動のオンライン調査（2021 年 11 月下旬～2021 年 12 月上旬）

① JICA タイ、ベトナム、カンボジア事務所等との打合せ（オンライン）に参加する。

② プロジェクト関係者に対して、本調査の評価手法について説明を行う。

③ 評価グリッドに基づき、ベトナムのプロジェクト関係者に事前に配布した質問票を回収、整理するとともにヒアリング等（オンライン）を行い、プロジェクト実績（投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等）、実施プロセス等に関する情報、データの収集、整理を行う。

④ ベトナムでの活動に関し、収集した情報、データを分析し、プロジェクト実績の貢献、阻害要因を抽出する。

⑤ 国内準備並びに上記③及び④で得られた結果をもとに、他の調査団員ともに評価６基準の観点から評価を行い、評価報告書（案）（英文）のベトナム関連部分の取りまとめに協力する。

⑥ ベトナム側関係者との評価報告書（案）に関する協議に参加し、協議を踏まえた同案の最終化に協力する。

⑦ 協議議事録（M/M）（英文）のベトナム関連部分の作成に協力する。

（３） 現地業務期間：カンボジアでの活動の現地調査（2021 年 12 月上旬～2021 年 12 月中旬）

① 評価グリッドに基づき、カンボジアのプロジェクト関係者に事前に配布した質問票を回収、整理するとともにヒアリング等を行い、プロジ

ェクト実績（投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等）、実施プロセス等に関する情報、データの収集、整理を行う。

② カンボジアでの活動に関し、収集した情報、データを分析し、プロジェクト実績の貢献、阻害要因を抽出する。

③ 国内準備並びに上記①及び②で得られた結果をもとに、他の調査団員とともに評価６基準の観点から評価を行い、評価報告書（案）（英文）のカンボジア関連部分の取りまとめに協力する。

④ カンボジア側関係者との評価報告書（案）に関する協議に参加し、協議を踏まえた同案の最終化に協力する。

⑤ 協議議事録（M/M）（英文）のカンボジア関連部分の作成に協力する。

（４） 第二次国内調査期間：タイでの活動のオンライン調査（2021 年 12 月中旬～2021 年 12 月下旬）

① 評価グリッドに基づき、タイのプロジェクト関係者に事前に配布した質問票を回収、整理するとともにヒアリング等（オンライン）を行い、プロジェクト実績（投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等）、実施プロセス等に関する情報、データの収集、整理を行う。

② タイでの活動に関し、収集した情報、データを分析し、プロジェクト実績の貢献、阻害要因を抽出する。

③ 国内準備並びに上記①及び②で得られた結果をもとに、他の調査団員ともに評価６基準の観点から評価を行い、評価報告書（案）（英文）のタイ関連部分の取りまとめに協力する。

④ 評価報告書（案）のタイ関連部分に関する協議に参加し、協議を踏まえた同案の最終化に協力する。

⑤ 協議議事録（M/M）（英文）のタイ関連部分に関する作成に協力する。

⑥ ベトナム、カンボジア、タイでの調査結果を踏まえ、作成した各国関連部分及びプロジェクト全体としての評価を含めた評価報告書（案）の取りまとめに協力する。

⑦ プロジェクト関係者との評価報告書（案）に関する協議に参加し、協議を踏まえた同案の最終化に協力する。

⑧ 作成した各国関連部分及びプロジェクト関係者との協議を踏まえ、協議議事録（M/M）（英文）の作成に協力する。

⑨ JCC において担当部分の調査結果を発表する。

⑩ 各国事務所等に対する調査結果の報告に参加する。

（５） 整理期間（2021 年 12 月下旬から 2022 年 1 月中旬）

① 評価調査結果要約表（案）（和文・英文）を提案する。
② 帰国報告会に出席する。
③ 終了時評価調査報告書（案）（和文）の作成を支援する。

**8. 報告書等**

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

（１） 業務完了報告書

2022 年 1 月 20 日(木)までに提出。

次の①～④を電子データにて提出すること。

① 評価報告書（案）（英文）
② 評価調査結果要約表（案）（和文・英文）
③ 担当分野に係る終了時評価調査報告書（案）（和文）
④ 議事録（担当分）

**9. 見積書作成に係る留意点**

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「業務実施契約（単独型）に係る見積書について」を参照願います。

https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/estimate_202103.pdf

留意点は以下のとおりです。

（１） 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、日本⇒プノンペン⇒日本を標準とします。

（２）新型コロナウイルス感染対策に関連する経費

PCR検査代及び隔離期間中の待機費用は見積書に計上不要です。契約交渉時に確認させていただきます。

**10. 特記事項**

（１） 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地業務期間は 2021 年 12 月 5 日～12 月 11 日を予定しています。

本業務従事者は、JICA の調査団員と同時に現地調査を開始することを予定しています。

なお、2021 年 9 月時点ではカンボジアへの入国後 14 日間の隔離が義務付けられているため、11 月中旬時点で本規制が解除されていない場合は隔離期間中に国内作業の一部を実施することを検討することとします。

また、新型コロナウイルスの感染拡大状況によっては現地業務を国内作

業に振り替えて対応することも検討することとします。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成（案）は、以下のとおりです。

ア） 団長（JICA）

イ） 研究協力（JST）

ウ） 企画協力（JICA）

エ） 評価分析（本コンサルタント）

③ 便宜供与内容

JICA カンボジア事務所及びプロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

ア） 空 港 送 迎：あり

イ） 宿 舎 手 配：あり

ウ） 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供（JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。）

エ） 通 訳 傭 上：必要に応じ英語⇔カンボジア語の通訳を提供

オ） 現地日程のアレンジ：JICA が必要に応じアレンジします。

カ） 執務スペースの提供：JICA 事務所内の執務スペース提供（ネット環境完備）

（２） 参考資料

① 本業務に関する以下の資料を JICA 経済開発部農業・農村開発第一グループ第一チーム（TEL:03-5226-8419）にて配布します。

・PDM（最新版）

② 本業務に関する以下の資料がJICA図書館のウェブサイトで公開されています。

・ベトナム、カンボジア、タイにおける戦略作物キャッサバ侵入病害虫対策に基づく持続的生産システムの開発と普及プロジェクト中間レビュー調査報告書

https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000042755.html

③ 本契約に関する以下の資料を当機構調達・派遣業務部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、専用アドレス（e-propo@jica.go.jp）宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア）提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」

イ）提供依頼メール

・タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」

・本　文　：以下の同意文を含めてください。
「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

（３）　その他

① 業務実施契約（単独型）については、単独（１名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせて頂きます。

② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA カンボジア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。

③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014 年 10 月）」（http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。

④ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

⑤ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。

以上